

特設電話相談の流れ

【受付】



【相談日】

～来庁の場合～



～来庁できない場合～



～特設相談の流れ～

- ①相談する人から市へ特設相談の受付申込（電話・FAX・メールのいずれか）
- ②市から相談する人へ相談の概要聞き取り（どのような相談か、相談希望日時等）
- ③市から専門相談員へ相談希望の連絡（相談内容、相談日時の調整等）
- ④市から相談する人へ相談日時の連絡
- ⑤相談日時の10分前までに相談する人は市役所（人権推進課）へ来庁
- ⑥市から専門相談員へ連絡
- ⑦人権共生推進課相談室（個室）の電話へ専門相談員の電話を転送
- ⑧相談する人と専門相談員による電話相談実施（おおむね30分間）

※来庁が困難な場合は、⑤で人権共生推進課へ来庁せず、相談日時に人権共生推進課へ電話をする。その電話を人権共生推進課から専門相談員へ転送して相談を実施する。